

遊休農地の解消に向けて

三宅町農業委員会

1. 農業の概況と課題

三宅町は、県北西部の地域にあり、西に生駒山地、東は大和高原に挟まれた奈良盆地を中心とした平坦な地域である。奈良盆地のほぼ中央に位置し、西に曾我川、東は寺川に挟まれた総面積 407 ha は、奈良県下で最も小さな行政面積である。

耕地面積は 160 ha で、三宅町総面積の約 39 % を占め、水田が 140 ha、畑が 20 ha となっており、標高 43 m 地帯を中心に、三宅町の東側付近の 45 m から西側付近の 40 m までの高低差 5 m の間に分布している。

基盤整備の実施はされていないが、町域のほとんどが律令制の確立された飛鳥時代から条里制がなされたと考えられ、水田の区画規模は 10 a の区画であり、比較的小規模な区画である。

土地利用型作物としては、主食用うるち米としてヒノヒカリが栽培されており、本町の基幹作物となっている。

また、専業農家においては、トマト、イチゴ、ほうれん草等の園芸作物の栽培に取り組まれている。

本町の農業構造については、恒常的勤務による兼業農家が増加したが、生産者の高齢化が進み、担い手不足が深刻化している。

2. 遊休農地の解消に向けて

① 具体的な取組内容

具体的なものとして、まず最初に掲げられるのは農地パトロールである。各委員による日々の農地パトロールはもちろんのこと、平成 20 年度においては三宅町内にある全ての農地について、各地域ごとに農業委員でグループを組み、一筆ずつ歩いて回り、耕作放棄地の全体調査を行った。その結果、各委員個人ごとの農地パトロールでは、発見できなかった耕作放棄地も多数判明し、平成 21 年 4 月以降に耕作放棄地の各所有者への意向調査を行う予定をしている。

農地パトロールの次に主な取組としては、農地への苦情等に対する指導である。苦情の連絡を受けると、農地の状況を確認した上で、農地の所有者等への連絡と適切な指導を行っている。

またその他の取組として、毎月の定例会議の他に 2, 3 ヶ月に一度、農業委員への研修を行っている。

平成 20 年度においては、奈良県農業会議より講師を招き、「農業委員制度のあらまし」や「農業者年金」等に関する研修や、事務局職員による「農地法の解説」の研修を行った。

②取り組みに当たっての課題

耕作放棄地の解消が主な課題となっているが、生産者の高齢化が進んでいるため、担い手の不足と共に後継者も不足しているのが現状である。そのため、担い手を確保し育成することも、課題の一つとなっている。

③課題への対応方策

生産者の高齢化、担い手の不足や後継者不足が深刻化している現状を踏まえ、かつて兼業農家であった定年退職者の中には、民間企業での管理職や人事、経理等の経験が豊かで、さらに地域農家の実態に精通している人材が、地域に埋もれている可能性もある。そこでこれらの人材を発掘し、登用することができたら地域の集落営農の管理運営のリーダーとして先進的な営農を構築していけるのではないかと考える。

